# 那須烏山市 障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期) (素案)

令和3(2021)年度~令和5(2023)年度



2021(令和3)年3月

# 目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	障がい者を取り巻く状況	5
第3章	障がい福祉サービスの状況	14
第4章	障がい者実態調査結果	29
第5章	障がい福祉計画(第6期)及び 障がい児福祉計画(第2期)	34
第6章	計画の推進体制	64

## 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

那須烏山市では、平成30年3月に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体とした「那須烏山市障がい者福祉計画(第3期)」を策定し、障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を明らかにし、サービス提供体制の計画的な整備に努めてきました。

今回、「障がい福祉計画(第5期)」「障がい(児)福祉計画(第1期)」の計画期間が終了するため、当該計画に関わる国の基本指針の改正内容や、近年の障がい者の状況やニーズの変化等を踏まえ、「障がい福祉計画(第6期)」「障がい児福祉計画(第2期)」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

#### 1)障がい福祉計画(第6期)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する「市町村障害計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

#### 2) 障がい児福祉計画(第2期)

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

## 3 計画の対象と用語の使い方

本計画は、改正「障害者基本法」に基づき、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障がい者や難病患者等も含むこととします。

なお、本計画では、法律上の名称や慣用的な表現等を除き、「障害」を「障がい」、「障害 (児)者」を「障がい(児)者」として表記しています。

#### 4 上位・関連計画との関わり

## 1)第3期那須烏山市地域福祉計画【2018(平成30)年度~2022(令和4)年度】

「那須烏山市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された、地域福祉をより具体的に推進していくための計画です。

障がい(児)者に関わる部分については、地域福祉の担い手づくり、災害時の備えと対応、 防犯・事故防止対策、情報が得られる環境づくり、生きがいづくり、福祉サービスの充実、活動拠点の整備等の事項において、今後の取組の方向性や事業内容等が示されています。

#### 2)那須烏山市障がい者計画(第3期) 【2018(平成30)年度~2023(令和5)年度】

「那須烏山市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づいて策定される「市町村障害者計画」で、障がい者施策を総合的に推進するための基本的な指針となる計画です。

#### 5 計画の期間

「障がい者計画」は中長期的な計画期間としていますが、「障がい福祉計画」及び「障がい 児福祉計画」は3年を1期とした計画と定められていることから、本計画では2021(令和3) 年度から2023(令和5)年度までの3年間を計画期間とします。

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
第3期那須烏山市 地域福祉計画						
那須烏山市						
障がい者計画(第3期) 那須烏山市						
障がい福祉計画(第6期)	第5期:3か年	計画		第6期:3か年	計画	$ \longrightarrow \rangle$
那須烏山市 障がい児福祉計画(第2期)	第1期:3か年	     		第2期:3か	     	

#### 6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者のニーズをできるかぎり計画に反映させるため、障がい者を対象とした実態調査を実施するとともに、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民の代表等からなる「那須烏山市自立支援協議会」で協議を行います。

また、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、意見を求めます。

## 7 計画の基本理念・基本目標・基本方針

本計画においては、上位・関連計画となる「障がい者計画(第3期)」との整合性に留意し、 その指針として位置づけられる基本理念・基本目標・基本方針をそれぞれ踏襲するものとし ます。

#### 1)計画の基本理念

障がいのある人もない人も誰もが参加できる共生の地域社会を実現するためには、その 地域に暮らしている人たちがお互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持 って主体的に取り組むことが重要です。

また、障がいのある人が地域社会へ参加するためには、障がい者の活動を制限または地域社会への参加を制約する要因を除去するとともに、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要です。

全ての市民が身近な地域で安心して生活できるよう、「保健・医療」「療育・教育」「雇用・ 就労」「福祉サービス」「まちづくり」「啓発・広報」「ひとづくり」「社会参加」等ソフト、ハード両 面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、全ての障がい者の自立と社会参加の実現を目 指します。

障がい者の自己決定・自己選択を尊重し、全ての障がい者が同じ福祉サービスを受けられ、さらに施設から地域生活への移行や就労支援が充実して提供・支援できるまちづくりを目指します。

#### 2)計画の基本目標

基本理念に基づく基本目標を以下に示します。

## 身近な地域で 安心した生活ができる 共生の地域社会

#### 3)計画の基本方針

基本目標を達成するための基本方針を以下に示します。

#### 基本方針● ふれあいと交流の関係づくり

- ○障がい(児)者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市全体に向けた障がい及び障がい(児)者に対する理解促進に努めます。
- ○障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として支え合い、助け合うことができる共生社会の実現に向けて、ボランティア活動の推進に取り組みます。

#### 基本方針② 健やかに暮らせる環境づくり

- ○障がい(児)者が健康で心豊かに暮らすことができるよう、障がいの原因となる疾病等の予防や、早期発見・早期治療に向けた各種健診及び適切な保健指導を実施するなど、保健・医療の充実に努めます。
- ○障がい児一人ひとりの特性に応じた切れ目のない療育・教育の実施に努めます。

#### 基本方針② 生活を支える体制づくり

- ○必要な支援が適切に行き届き、障がい(児)者が安心して生活を送ることができるよう、障がい者やその家族がいつでも気軽に相談することができる、相談支援体制や情報提供体制の充実に取り組みます。
- ○ニーズに対応した適切なサービスを供給することができるよう、障がい福祉サービス 事業の充実に取り組みます。
- ○障がいを理由とする虐待等があった際、速やかに安全を確保することができる体制 の整備に努めるとともに、判断能力が十分ではない人に向けた支援等、権利擁護に 努めます。

#### 基本方針◆ 快適で暮らしやすいまちづくり

- ○障がい(児)者が快適に日常生活を営むことができるよう、住宅・生活環境の整備に 取り組むとともに、移動支援や公共施設等のバリアフリー化に努めます。
- ○地域住民同士の支え合いを基盤とする、日頃の地域での見守りや災害時等の緊急 時の助け合い活動の促進に取り組むとともに、障がい(児)者に配慮した防犯・防災 体制の構築に努めます。

#### 基本方針母 一人ひとりの生きがいづくり

- ○障がい(児)者が一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、いきいきと自分らしく暮らすことができるよう、それぞれが希望する働き方の実現に向けた就労支援に取り組みます。
- ○障がい(児)者が地域活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動に取り組むことができる、余暇活動への参加促進に努めます。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

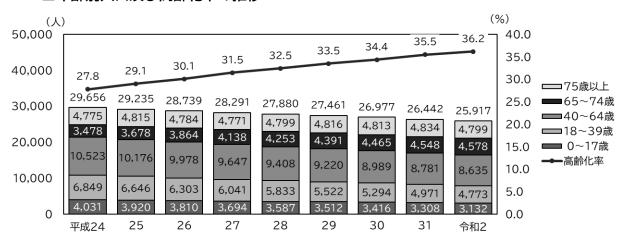
## 第1節 人口の推移

令和2年4月1日時点の住民基本台帳による本市の総人口は25,917人となっており、平成24年と比較すると約3,700人の減少となっています。

年齢別人口の推移をみると、65歳未満が減少傾向となっている一方、65歳以上の高齢者が増加しており、高齢化率は、36.2%となっています。

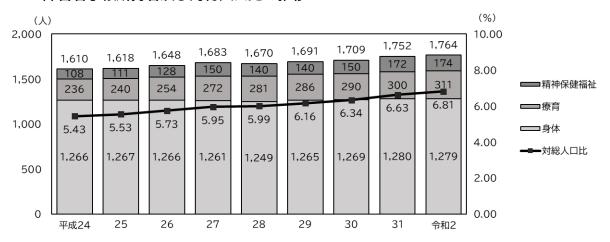
障害者手帳所持者の推移をみると、令和2年は1,764人となっており、平成24年と比較すると約150人増加しています。障害者手帳所持者の対総人口比は年々増加しており、令和2年で6.81%となっています。

#### ■年齢別人口及び高齢化率の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

#### ■障害者手帳所持者及び対総人口比の推移



資料:身体…障害区分·程度別·年齢別(那須烏山市福祉事務所)(各年4月1日時点) 療育…療育手帳交付者数(各年4月1日時点) 精神保健福祉…那須烏山市精神保健福祉手帳交付者数(各年3月末時点)

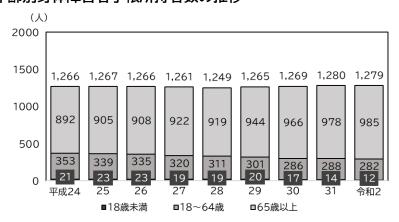
#### 第1項 身体障がい者の状況

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年までは減少傾向にありましたが、平成29年に増加に転じ、令和2年には1,279人となっています。年齢別にみると65歳以上が985人と多くなっています。

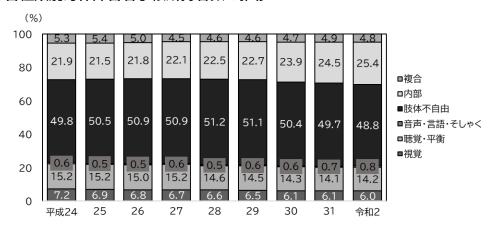
障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年とも肢体不自由の占める 割合が最も多くなっており、次いで内部、聴覚・平衡となっています。

令和2年における障がい等級別身体障害者手帳所持者数の状況をみると、1級は26.3%、次いで4級は25.9%となっています。

## ■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



#### ■障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:障害区分·程度別·年齢別(那須烏山市福祉事務所)(各年4月1日時点)

## ■障害種類別・等級別身体障害者手帳所持者数の状況

単位 人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	25	20	6	7	10	9	77
聴覚·平衡	0	40	20	41	0	80	181
音声・言語・そしゃく	0	0	6	4	0	0	10
肢体不自由	68	104	109	187	99	57	624
内部	211	0	24	90	0	0	325
複合	32	17	9	2	2	0	62
合計	336	181	174	331	111	146	1,279
構成比:%	26.3	14.2	13.6	25.9	8.7	11.4	100.0

資料:障害区分·程度別·年齡別(那須烏山市福祉事務所)(令和2年4月1日時点)

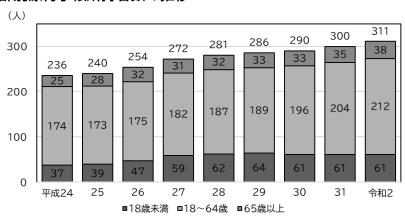
#### 第2項 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、令和2年4月1日時点では平成24年に比べ増加傾向 を示し311人となっています。年齢別にみると18~64歳が多く212人となっています。

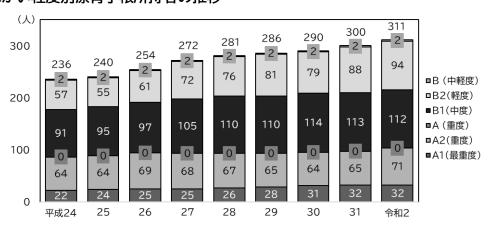
程度別療育手帳所持者数の状況をみると、過去8年間ではB2(軽度)が約1.6倍に、B1 (中度)が約1.2倍に増加しています。

令和2年における程度別・年齢別療育手帳所持者数の状況をみると、B1(中度)36.0%、次いでB2(軽度)が30.2%となっています。

#### ■年齢別療育手帳所持者数の推移



## ■障がい程度別療育手帳所持者の推移



資料:療育手帳交付者台帳(各年4月1日時点)

## ■障がい程度別・年齢別療育手帳所持者数の状況

単位 人

区分	A1 最重度	A2 重度	A 重度	B1 中度	B2 軽度	B 中軽度	合計
18歳未満	7	11	0	6	37	0	61
18~64歳	24	49	0	93	54	1	221
65歳以上	1	11	0	13	3	1	29
合計	32	71	0	112	94	2	311
構成比:%	10.3	22.8	0	36.0	30.2	0.6	100.0

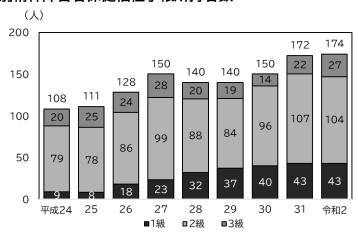
資料:療育手帳交付者台帳(令和2年4月1日時点)

#### 第3項 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成24年から令和2年まで増加の傾向を示し、約70人の増加となっています。等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、各年とも2級の占める割合が多く、令和2年で104人となっています。

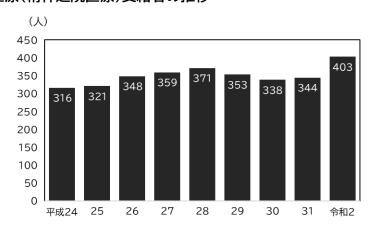
自立支援医療受給者数は平成24年から令和2年まで増減を繰り返し、令和2年は403 人となっています。

## ■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料:那須烏山市精神保健福祉手帳交付者(各年3月末時点)

## ■自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移

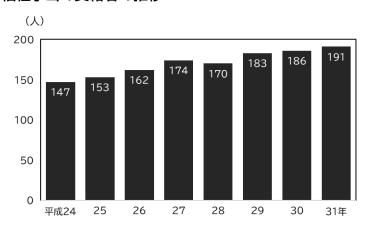


資料:那須烏山市自立支援医療(精神通院医療)受給者(各年3月末時点)

## 第4項 特定疾患者の状況

平成31年3月末時点の市内で特定疾患者福祉手当の受給を受けているのは191人で、 平成24年に比べ約40人増加しています。

## ■特定疾患者福祉手当の受給者の推移

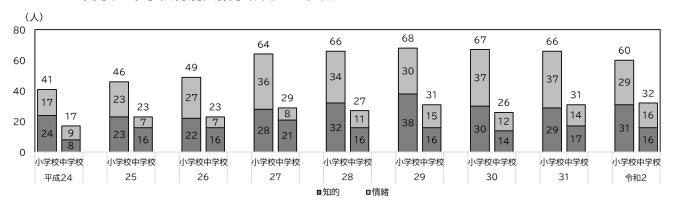


資料:那須烏山市特定疾患者福祉手当受給者数(各年3月末時点)

## 第5項 障がい児の状況

市内における小・中学校特別支援学級児童生徒数の推移をみると、近年においては横ばいに推移し、令和2年で小学校は60人、中学校は32人となっています。

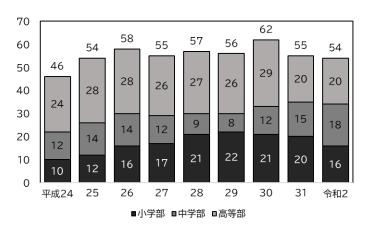
#### ■市内小・中学校特別支援学級児童生徒数



資料:学校教育課資料

南那須特別支援学校在籍市民数の推移をみると、近年において、高等部はやや減少、中学部はやや増加、小学部はやや減少傾向にあります。

## ■南那須特別支援学校在籍者数(那須烏山市民)



資料:栃木県立南那須特別支援学校資料(各年5月1日時点)

南那須特別支援学校高等部卒業者の進路をみると、令和元年度において、就職と就労移行支援が多くなっています。

## ■南那須特別支援学校高等部卒業者の進路

単位 人

	就職		福祉サービス					在宅	その他	合計
卒業年度	413%	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	自立訓練(生活訓練)	地域活動支援センター	· U	他	БІ
平成26年度	3	3	0	2	1	4	0	0	2	15
平成27年度	4	9	0	0	2	1	0	1	0	17
平成28年度	11	11	1	3	1	0	0	0	2	29
平成 29 年度	8	9	1	2	4	1	1	1	2	29
平成30年度	9	6	1	4	0	0	0	1	0	21
令和元年度	7	4	0	2	2	0	0	0	2	17

資料:栃木県立南那須特別支援学校資料

## 第3章 障がい福祉サービスの状況

## 第1節 目標値の達成状況

## 第1項 福祉施設から地域生活への移行促進

施設入所者数の最新の実績値は34人となっており、削減数は2人となり、目標値である1人を達成しています。

## ■施設入所・入院から地域生活への移行

項目	第5期	最新の	
<b> </b>	実績値	目標値	実績値
H28 度末時点の施設入所者数(A)	36 人 (H28 度末)	_	_
【目標】 地域生活移行者の増加	_	2人 (5 <b>.</b> 6%)	_

百日	第5期	最新の	
項目	実績値	目標値	実績値
R2年度末時点の施設入所者数(B)	_	35人 (R2 年度末)	34人
【目標】 施設入所者数の削減(B-A)	_	1人 (2.8%) (R2年度末)	_

## 第2項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置は行われておらず、目標に達していません。

## ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	第5期計画 目標	最新の 実績
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	自立支援協議会 を活用し令和2 年度までに設置 予定。	設置はできなか った。

資料:健康福祉課資料

## 第3項 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の圏域内での設置は行われておらず、目標に達していません。

## ■地域生活支援拠点等の整備

項目	第5期計画目標	最新の 実績
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末ま でに、圏域内に 設置する。	設置はできなかった。

## 第4項 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者については、目標値3人に対し実績値は1人となっており、目標に達していません。

就労移行支援事業の利用者数については、目標値7人に対し実績値は1人となっており、 目標に達していません。

就労移行支援事業所は設置されておらず、目標に達していません。

## ■福祉施設から一般就労への移行

項目	第5期	最新の	
<b>坝口</b>	実績値	目標値	実績値
就労移行支援事業等を通じた一般就労への 移行者数(A)	2人 (H28度中)	_	1人
【目標】 就労移行支援事業等を通じた一般就労への 移行者数(B)	_	3人 1.5倍 (H32度中)	_

百日	第5期	最新の	
項目	実績値	目標値	実績値
就労移行支援事業の利用者数(C)	6人 (H28度末)	_	1人
【目標】 就労移行支援事業の利用者数(D)	_	7人 1.2倍 (H32度中)	_

項目	第5期	最新の	
<b>坎口</b>	実績値	目標値	実績値
就労移行支援事業所数(E)	0 (H28度末)	_	0
【目標】 就労移行率が3割以上の事業所数(F)	_	1 (H32度末)	_

## 第5項 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制をみると、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業者の設置について、目標に達していません。

医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場については設置が図られ、概ね目標を達成しています。

## ■障がい児支援の提供体制の整備

百口	第5期計画	最新の	
項目	目標	実績	
児童発達支援センターの設置	圏域での設置に 向けた検討を進 める。	設置はできなか った。	
保育所等訪問支援を利用でき る体制の構築	市内への設置に 向けた検討を進める。	設置はできなか った。	
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の設 置	圏域での設置に 向けた検討を進 める。	設置はできなか った。	
医療的ケア児支援について連 携を図るための協議の場の設 置	平成30年度末 までに、市内に 新たな協議の場 の設置に向けた 検討を進める。	令和2年度(20 20年度)に協議 の場を設置し た。	

## 第2節 障がい福祉サービス等の状況

## 第1項 訪問系サービスの状況

## (1)サービスの利用状況

訪問系サービスをみると、居宅介護は令和2年度まで計画値を実績値が下回り、令和2年度は277時間/月の見込みとなっています。

また、重度訪問介護の実績値は減少傾向にあり、令和2年度は0時間/月の見込みとなっています。

同行援護については、計画値と実績値がほぼ同数の傾向にあり、行動援護については、 実績値が計画値を下回る傾向にあります。

## ■訪問系サービスの利用状況

サービス名	単位	平成3	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
居宅介護	時間/月	306	249	318	273	318	277	
占七月設 	人/月	28	28	29	28	29	28	
重度訪問介護	時間/月	76	19	80	0	84	0	
	人/月	1	1	1	0	1	0	
同行援護	時間/月	2	4	2	1	1	1	
<u>P</u> 111按設	人/月	1	2	1	1	1	2	
∕二手Ы+≤±#	時間/月	24	0	24	0	24	0	
行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0	
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	0	0	

## 第2項 日中活動系サービスの状況

## (1)サービスの利用状況

日中活動系サービスをみると、療養介護・生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労継続支援 (A型)等において概ね計画どおりの実績となっています。

## ■日中活動系サービスの利用状況

サービス名	単位	平成3	0年度	令和元	<b>元年度</b>	令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
療養介護	人/月	10	9	10	9	10	9
生活介護	人日/月	1,137	1,065	1,136	1,129	1,155	1,151
	人/月	58	57	58	62	59	62
	人日/月	21	24	21	0	21	0
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	2	1	0	1	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	21	29	21	17	21	13
日公训练(生石训练)	人/月	1	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	115	57	113	68	95	17
机力物11又按	人/月	7	3	7	4	6	1
就労継続支援(A	人日/月	113	250	112	436	111	465
型)	人/月	6	13	6	22	6	24
就労継続支援(B型)	人日/月	1,934	1,031	2,025	1,662	2,095	1,701
机力松机又扳(D至)	人/月	96	86	100	87	103	90
就労定着支援	人日/月	22	0	22	3	22	4
<u> </u>	人/月	2	0	2	2	2	2
福祉短期入所	人日/月	65	56	66	32	66	22
7田7山、邓克州 / 八川	人/月	7	7	7	8	7	7
医療短期入所	人日/月	10	0	10	0	10	0
<i>区馆</i> 风别八川	人/月	1	0	1	0	1	0

## 第3項 居住系サービスの状況

## (1)サービスの利用状況

居宅系サービスをみると、共同生活援助(グループホーム)については、近年、計画値を約 10人/月前後上回って推移しています。

施設入所支援については、概ね計画値どおりの実績で推移しています。

## ■居住系サービスの利用状況

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	43	48	43	51	44	53
施設入所支援	人/月	36	34	35	34	35	34

## 第4項 相談支援サービスの状況

## (1)サービスの利用状況

相談支援サービスをみると、計画相談支援については、近年、計画値を実績値が上回る傾向が続いています。

地域移行支援、地域定着支援については、いずれも利用実績がない状況が続いています。

## ■相談支援サービスの利用状況

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人/月	20	32	20	37	21	44
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

## 第5項 障がい児福祉サービスの状況

## (1)サービスの利用状況

障がい児サービスをみると、児童発達支援について、実績値は平成30年度から令和2年度にかけて増減し、いずれも計画値を下回って推移しています。

医療型児童発達支援については利用実績がない状況です。

放課後等デイサービス、障がい児相談支援について、実績値はいずれも増加傾向を示し、 令和2年度は計画値を上回る状況にあります。

## ■障がい児サービスの利用状況

サービス名	単位	平成3	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
児童発達支援	人日/月	181	109	182	152	188	131	
<u> </u>	人/月	37	25	37	23	38	21	
医療型児童発達支援	人日/月	10	0	10	0	10	0	
	人/月	1	0	1	0	1	0	
+L==1.49 frfr 111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人日/月	419	528	433	590	437	715	
放課後等デイサービス	人/月	35	44	37	48	38	54	
保育所等訪問支援	人日/月	10	0	20	0	20	0	
休月川寺初问又按	人/月	1	0	2	0	2	0	
居宅訪問型児童発達	人日/月	10	0	10	0	10	0	
支援	人/月	1	0	1	0	1	0	
障がい児相談支援	人/月	15	13	16	15	16	18	
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置数	0	0	0	0	1	1	

## 第3節 地域生活支援事業の状況

## 第1項 地域生活支援事業の状況

## (1)サービスの利用状況

## ①理解促進研修·啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、近年、いずれの年度も実施していません。

## ■理解促進研修・啓発事業の利用状況

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	有	無	有	無	有	無

資料:健康福祉課資料(令和2年度は令和2年9月利用分までの実績)

## ②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業については、近年、いずれの年度も実施していません。

## ■自発的活動支援事業の利用状況

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	無

## ③相談支援事業

相談支援事業をみると、障害者相談支援事業者数は、計画値どおりの実績値となっています。

基幹相談支援センター、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業については利用実績がない状況です。

## ■相談支援事業の利用状況

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業者数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	無	無	有	無	有	無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

資料:健康福祉課資料(令和2年度は令和2年9月利用分までの実績)

## ④成年後見制度利用支援事業利用者数

成年後見制度利用支援事業は、近年、利用実績が1件ほどの状況です。

## ■成年後見制度利用支援事業の利用状況

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業利用者数	1	0	1	1	1	0

## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業については、平成30年度以降、実施を行う予定でしたが実績はありませんでした。

## ■成年後見制度法人後見支援事業の利用状況

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
, -, , ,	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度法人後見支援事業	有	無	有	無	有	無

資料:健康福祉課資料(令和2年度は令和2年9月利用分までの実績)

## ⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業について、手話通訳者派遣事業は概ね計画どおりの利用実績となっており、要約筆記者派遣事業は利用実績がない状況です。

## ■意思疎通支援事業の利用状況

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者派遣事業	人	1	1	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業	事業者	0	0	0	0	0	0

#### ⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業をみると、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は概ね計画どおりの実績となっています。

排泄管理支援用具は平成30年度から令和2年度にかけて計画値を上回って推移しています。

## ■日常生活用具給付等事業の利用状況

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護·訓練支援用具	1	1	1	2	1	0
自立生活支援用具	2	4	1	4	1	0
在宅療養等支援用具	1	0	1	2	1	1
情報·意思疎通支援用具	1	1	1	3	1	0
排泄管理支援用具	50	60	49	71	48	76
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	1	0	1	0

資料:健康福祉課資料(令和2年度は令和2年9月利用分までの実績)

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業をみると、本市と那珂川町とで合同開催をしていますが、応募者が定数に達しないため、平成30年度以降、実績はありませんでした。令和2年度は、応募者が定数に達したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け実施を見送りました。

#### ■手話奉仕員養成研修事業の利用状況

サービス名	サービス名単位		平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
手話奉仕員養成	実施箇所数	1	0	0	0	1	0	
研修事業	利用者数	2	0	0	0	3	0	

## 9移動支援事業

移動支援事業をみると、利用数及び延べ利用時間ともに計画値を実績値が上回っている状況にあります。

## ■移動支援事業の利用状況

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
7 4 7 1 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	利用数	6	6	6	11	6	8
移動支援事業	延べ利用時間	4	65	4	196	4	54

資料:健康福祉課資料(令和2年度は令和2年9月利用分までの実績)

## ⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターをみると、市内所在分の利用者数について、概ね計画どおりの実績となっています。

## ■地域活動支援センターの状況

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援	実施箇所数	_	1	_	1	_	1
センター (市内所在分)	利用者数	9	8	10	9	10	9
地域活動支援	実施箇所数	_	1	_	1	_	1
センター(他市町所在分)	利用者数	_	2	_	2	_	1

## ⑪その他の事業

日中一時支援事業をみると、近年、実施箇所数の実績は7箇所前後で推移し、利用者数の実績は10人前後で推移しています。

## ■その他の事業の利用状況

サービス名単位		平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業	実施箇所数	_	7	_	7	_	6
	利用者数	8	14	8	10	8	10

## 第4章 障がい者実態調査結果

## 第1節 調査の概要

「身体障害者手帳」と「療育手帳」をお持ちの方及び「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方を対象に、日ごろの生活状況や施策に対する意向などをうかがっています。

#### ■調査対象・方法・回収数

	調査1	調査2				
区分	身体障害者手帳·療育手帳 所持者対象調査	精神障害者保健福祉手帳 所持者対象調査				
調査地域	那須烏山	山市全域				
調査時期	令和2	年11月				
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送	配布・郵送回収による郵送調査法				
調査数	380 件	70件				
調査数(全体)	450	450件				
回収数	250 件	39 件				
回収数(全体)	289 件					
回答率	65.8%	55.7%				
回答率(全体)	64.2%					

## 第2節 主な調査結果

#### (1)現在の生活で困っていること

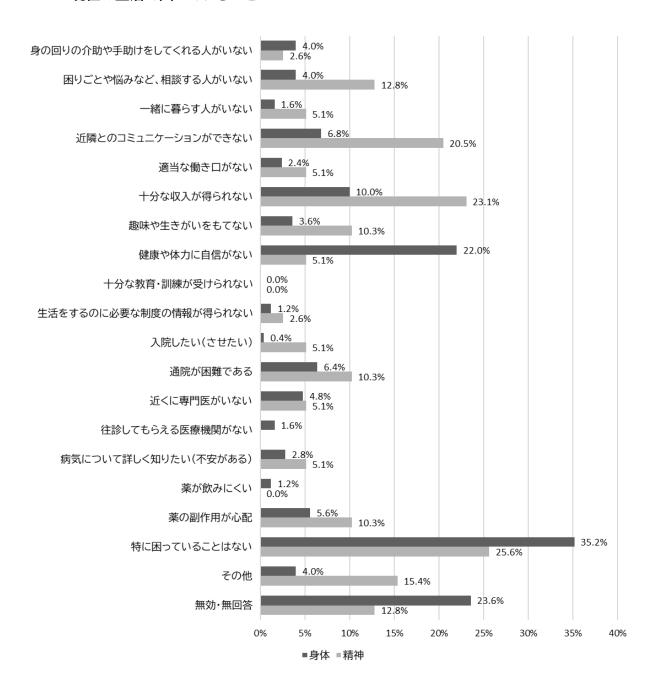
## 【身体障害者手帳·療育手帳所持者】

「特に困っていることはない」の回答が3割を超えて最も多く、次いで「健康や体力に自信がない」が約2割、「十分な収入が得られない」が約1割の回答となっています。

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者】

「特に困っていることはない」の回答が4人に1人の割合を超えて最も多く、次いで「十分な収入が得られない」「近隣とのコミュニケーションができない」がそれぞれ約2割の回答となっています。

## ■現在の生活で困っていること

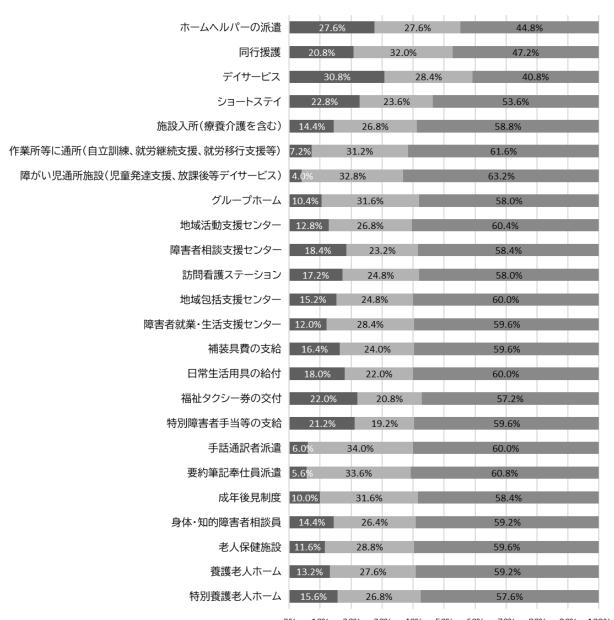


#### (2)今後利用したい福祉事業やサービス

## 【身体障害者手帳·療育手帳所持者】

今後"利用したいサービス"については、「デイサービス」の回答が3割を超えて最も多く、 次いで「ホームヘルパーの派遣」「ショートステイ」「福祉タクシー券の交付」が2割を超える回 答となっています。

#### ■今後利用したい福祉事業やサービス(身体障害者手帳・療育手帳所持者)



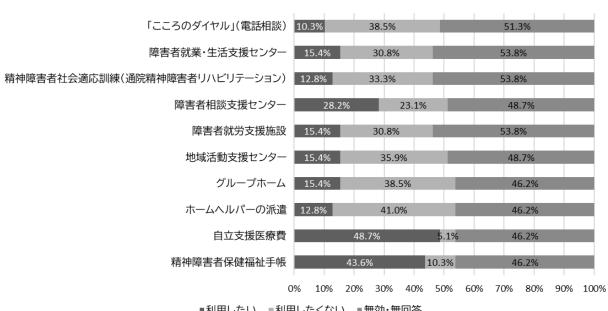
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

■利用したい ■利用したくない ■無効・無回答

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者】

今後"利用したいサービス"については、「自立支援医療費」の回答が5割に近く最も多く、 次いで「精神障害者保健福祉手帳」が約4割、「障害者相談支援センター」が3割に近い回答 となっています。

#### ■今後利用したい福祉事業やサービス(精神障害者保健福祉手帳所持者)



■利用したい ■利用したくない ■無効・無回答

## (3)障がい(児)者が住みよいまちをつくるために重要なこと

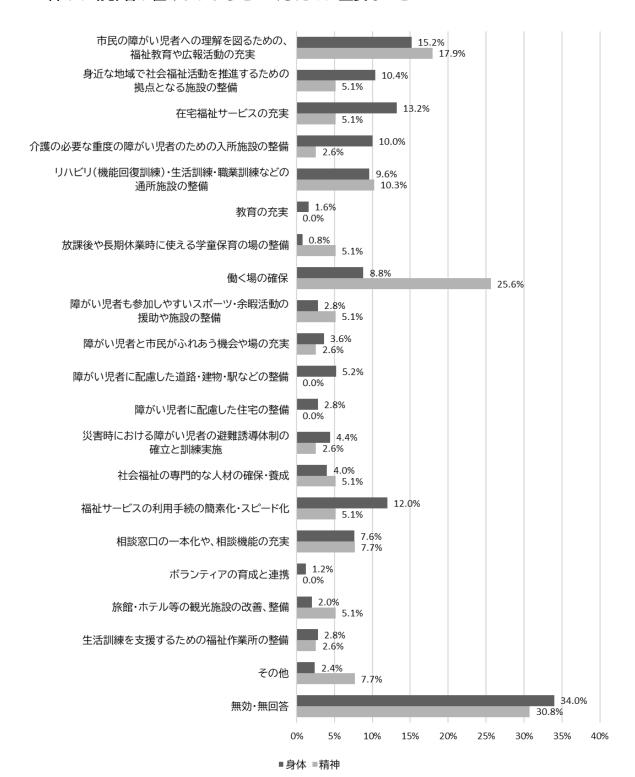
#### 【身体障害者手帳·療育手帳所持者】

今後の重要な取組として考えられるものについて、「市民の障がい(児)者への理解を図る ための、福祉教育や広報活動の充実」の回答が最も多く、次いで「在宅福祉サービスの充 実」、「福祉サービスの利用手続きの簡素化・スピード化」の回答となっています。

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者】

今後の重要な取組として考えられるものについて、「働く場の確保」の回答が最も多く、次 いで「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」、「リハビリ (機能回復訓練)・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」の回答となっています。

## ■障がい(児)者が住みよいまちをつくるために重要なこと



# 第5章 障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)

## 第1節 障がい福祉の充実のための成果指標

## 第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行

## ■成果指標の考え方

国の基本指針	<ul><li>○令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行する。</li><li>○令和5年度末時点での施設入所者を、令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。</li></ul>
県の考え方	<ul> <li>①本県の目標は、国の目標の算出方法に準じるとともに、本県の特殊事情を勘案して算出する。近年の定員の削減の状況から、すでに可能な限り削減され、必要不可欠な定員数が残っている現状と推察できる。入所支援を真に必要とする障がい者のため、現状維持とする。</li> <li>【特殊事情】</li> <li>ア 本県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べ重度者の割合が高い。</li> <li>イ 第3~4期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めない。</li> <li>②東京都民が入所することを目的として設置された施設(以下「都民施設」という。)については、東京都の障がい福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標からは除くこととする。</li> <li>③目標の設定に当たっては、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者(18歳以上の者に限る)であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの(継続入所者)の数を除いて設定するものとする。</li> </ul>
那須烏山市 の方針	○県の考え方に基づき設定する。

項目	目標
令和元年3月31日時点の施設入所者数(A)	35人
【目標】地域生活移行者数	2 人
	6%
令和5年度末時点の施設入所者数(B)	現状維持
【目標】施設入所者の削減数(A-B)	0人
	0%

## 第2項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

## ■成果指標の考え方

	○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日 数の平均を316日以上とする。
国の基本指針	○令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を所定の算定式に基づき設定する。
	○令和5年度の精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。
県の考え方	○国の基本指針に即して目標値を設定するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、栃木県保健医療計画(7期計画)の精神疾患分野と整合を図る。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、自立支援協議会を活用することにより設置する。

項目	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	自立支援協議会を 活用し、令和4年度 までに設置する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回

# 第3項 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

## ■成果指標の考え方

国の基本指針	○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は 各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能 の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基 本とする。
県の考え方	○地域の社会資源等の実情を踏まえ、全ての市町において地域生活 支援拠点等を利用できる体制を整備するとともに、障害者の地域生 活に求められる機能強化を図るものとする。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、市に地域生活支援拠点を確保し、年一回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和4年度までに市に地域生活支援拠点を 確保し、年一回以上運用状況を検証及び検 討する。

# 第4項 福祉施設から一般就労への移行等

## ■成果指標の考え方

	○令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27 倍以上にすることを基本とする。うち、就労移行支援事業からの移 行者数を1.30倍以上、就労継続支援 A 型事業からの移行者数を 1.26倍、就労継続支援 B 型事業からの移行者数を1.23倍とする。
国の基本指針	○令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移 行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本と する。
	○就労定着率8割以上である就労定着支援事業所を令和5年度末までに全体の7割以上とすることを基本とする。
県の考え方	○福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、本計画にお いても国の定める基本指針に即して目標を設定する。
那須烏山市 の方針	○国及び県の考え方に基づき設定する。

項目	目標
令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者 数	1人(実績)
令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	2人
令和5年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人
令和5年度中の就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数	1人
令和5年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用 数	1人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	0箇所

## 第5項 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ■成果指標の考え方

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 -
- ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくと も1ヶ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置 が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援 を利用できる体制を構築することを基本とする。
- -主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保-

#### 国の基本指針

- ○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。なお、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 -
- ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## 38

県の考え方	- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 -
	○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築 が図られるよう、国の基本指針に即して目標を設定する。
	-主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保-
	○国の基本指針に即して、目標を設定する。
	- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 -
	○国の基本指針に即して目標を設定し、未設置・未配置の市町を支援 し、医療的ケア児の支援体制を整備していく。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、那須烏山市の実績や 実状を加味して設定する。

項目	目標	
児童発達支援センターの設置	圏域又は市での設置に向けた検討を進める。	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構 築	市において保育所等訪問支援を利用できる体制に向けた検討を進める。	
主に重症心身障がい児を支援する児童発 達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の設置	圏域での設置に向けた検討を進める。	
医療的ケア児支援について連携を図るため の協議の場の設置及びコーディネーターの 配置	協議の場については、令和2年度に設置している。医療的ケア児コーディネーターと連携し、当該協議の場を活用することにより、医療的ケア児支援体制の構築を図る。	

## 第6項 相談支援体制の充実・強化等

## ■成果指標の考え方

国の基本指針	○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
県の考え方	○国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、基幹相談支援センターを設置していない市町に対し、助言や情報提供等を行い、設置 促進を図っていく。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、圏域又は市での確保 を検討する。

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	圏域又は市での設置に向けた検討を進める。

## 第7項 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## ■成果指標の考え方

国の基本指針	○令和5年度末までに、下記の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
	・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(市町) ・障害者自立支援診査支払等システムによる審査結果の共有(市町)
	・指導監査結果の関係市町村との共有(県)
県の考え方	○国の基本指針に即して目標を設定し、県として障害福祉サービス等 の向上のために実施すべき事項の活動指標を設定する。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、那須烏山市の実績や 実状を加味して設定する。

項目	目標
障害者自立支援診査支払等システムによる 審査結果の共有	共有体制の構築に向けた検討を進める。

## 第2節 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

## 第1項 訪問系サービス

## (1)居宅介護

日常生活を営むのに支障がある障がい(児)者の家庭にホームヘルパーが訪問し、家事や介護等を行います。

## 確保方策

今後の利用意向の高いサービスの一つとして、住み慣れた地域で 障がい者が安心して生活ができるよう、障がい者一人ひとりに適切な 身体介護や家事援助等ホームヘルプサービスを提供し、障がい者の ニーズに応じて利用できるよう質的・量的充実に努めるとともに自立を 支援します。

#### (2)重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護等に加え、外出時の移動支援等を総合的に行います。

## 確保方策

居宅における入浴、排せつ、食事の介護等に加え、外出時の移動中の介護を総合的に行えるようホームヘルプサービスと行動援護を組み合わせたサービスを提供することで、障がい者の行動範囲の拡大に努めるとともに、質的・量的確保に努めます。

## (3)同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

#### 確保方策

視覚障がい者の外出時の移動の援護や視覚的情報の支援等を行うことにより、視覚障がい者が地域で安心して生活できるよう支援し、 質的・量的確保に努めます。

## (4)行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。障がい者が行動する際に生じうる 危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

## 確保方策

障がい者が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行い、適切なサービスを提供することで、障がい者が地域社会で「自立と共生」を目指すとともに、地域環境への適応力向上のための支援に取り組み、質的・量的確保に努めます。

## (5)重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数サービスを包括的に行います。

## 確保方策

障がい者の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に 勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障がい者 一人ひとりの状態に応じた居宅サービスを複数組み合わせ包括的に 利用することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援し、 質的・量的確保に努めます。

# ■訪問系サービスの各年度における量の見込み

単位 利用量:時間/月 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	利用量	294	305	317
	利用者数	30	31	32
重度訪問介護	利用量	0	0	0
	利用者数	0	0	0
同行援護	利用量	2	2	2
	利用者数	1	1	1
行動援護	利用量	0	0	0
	利用者数	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用量	0	0	0
	利用者数	0	0	0

## 第2項 日中活動系サービス

## (1)福祉型短期入所

自宅で生活している、比較的状態が安定している障がい者(児)等を介護する人が病気の場合などに、施設等で短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 確保方策

今後の利用意向の高いサービスの一つとして、障がい者の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭等で一時的に困難になった場合、障がい者(児)を施設等へ短期間保護する短期入所事業の充実を図ります。また、利用にあたっては、利用の手続きの簡素化を進め、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるように努め、その質的・量的充実に努めます。

## (2)短期入所(強化)

施設等に常勤の看護職員を1人以上配置し、医療的ケアが必要な障がい者(児)等の受入 を積極的に行います。

## 確保方策

医療的ケアが必要な障がい者(児)を施設等へ短期間保護する短期 入所事業の充実に努め、その質的・量的確保に努めます。

#### (3)医療型短期入所

自宅で生活している、医療的ケアが必要な障がい者(児)等を介護する人が病気の場合などに、施設等で短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 確保方策

医療的ケアが必要な障がい者の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭等で一時的に困難になった場合、障がい者(児)を施設等へ短期間保護する短期入所事業の充実を図ります。また、利用にあたっては、利用の手続きの簡素化を進め、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるように努め、その質的・量的確保に努めます。

## (4)療養介護

医療と常時介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養 上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。

## 確保方策

医療及び常時の介護を必要とする障がい者等のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者の日中活動の場を提供し、指定医療機関への入院や必要な治療・訓練が受けられることで、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加活動の支援に努めるとともに、質的・量的な確保に努めます。

#### (5)生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

## 確保方策

常時介護が必要な障がい者が通所する日中活動の場であり、介護や日常生活上の支援を受けながら、軽作業等の生産活動や創作的活動を行うことで、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、質的・量的充実に努めます。

## ■日中活動系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用量:人日/月 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
福祉型短期入所	利用量	52	64	80
	利用者数	13	16	20
福祉型短期入所(強化)	利用量	0	0	0
	利用者数	0	0	0
医療型短期入所	利用量	0	0	0
	利用者数	0	0	0
療養介護	利用者数	9	9	9
生活介護	利用量	1,228	1,281	1,336
	利用者数	68	71	73

## 第3項 施設系サービス

## (1)施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

## 確保方策

夜間において介護が必要な障がい者や通所が困難な障がい者が、 生活介護または自立訓練若しくは就労移行支援を効果的に利用でき るよう介護や日常生活上の相談支援等を行い、質的・量的充実に努め ます。

## ■施設系サービスの各年度における量の見込み

単位 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	利用者数	35	35	35

## 第4項 居住支援系サービスの必要な量の見込み

## (1)自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### 確保方策

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、 一人暮らしを希望する方に対し、定期的な居宅の訪問等を通じて生活 課題や体調の把握等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連 絡調整を図り、質的・量的確保に努めます。

## (2)共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

## 確保方策

就労している又は生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者に対し、共同生活による家事等日常生活上の援助、支援等、日常生活における相談支援や日中活動にかかる事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援し、質的・量的充実に努めます。

## ■居住支援系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	55	58	60

### 第5項 訓練系・就労系サービス

## (1)自立訓練(機能訓練)

機能回復のための理学療法・作業療法等、リハビリテーションや日常生活上の相談支援を行います。

## 確保方策

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、身体機能・生活能力の維持・向上等の必要な障がい者を対象として、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練または日常生活上の相談支援等を行い、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上に向けた支援を図り、質的・量的な確保に努めます。

## (2)自立訓練(生活訓練)

食事や家事等の日常生活を向上するための支援や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。

#### 確保方策

身近な地域で生活していけるよう、知的障がい者・精神障がい者に対して、日常生活能力を向上させるための訓練や日常生活上の相談支援等を行うことで、生活能力の維持向上が図れるよう支援するとともに、質的・量的な確保に努めます。

## (3)就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能 と見込まれる方に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた 職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行 います。

## 確保方策

一般企業等の就労を希望する障がい者に生産活動その他の活動の 機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓 練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援するとともに、質 的・量的な確保に努めます。

### (4)就労継続支援 A 型

一般企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

#### 確保方策

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、事業所において 雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会を提供し、その知識及 び能力の向上に必要な訓練等を行い、この経験を活かし一般就労に 必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を 行うとともに、質的・量的充実に努めます。

#### (5)就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

#### 確保方策

就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の対象にならない者を対象として、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者について、段階的に就労への移行に向けた支援を行うとともに、質的・量的充実に努めます。

#### (6)就労定着支援

利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

### 確保方策

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業 や関係機関等との連絡調整や支援を実施するとともに、質的・量的な 確保に努めます。

# ■訓練系・就労系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用量:人/月 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練(機能訓練)	利用量	20	20	20
	利用者数	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	利用量	17	17	17
	利用者数	1	1	1
就労移行支援	利用量	68	68	68
	利用者数	4	4	4
就労継続支援A型	利用量	532	589	646
	利用者数	28	31	34
就労継続支援B型	利用量	1,687	1,700	1,713
	利用者数	88	89	90
就労定着支援	利用者数	2	2	2

## 第3節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保方策

## 第1項 障害児通所系サービス

## (1)児童発達支援

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への 適応訓練等を行います。

#### 確保方策

未就学の障がい児が通園して、日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を図るとともに、質 的・量的充実に努めます。

#### (2)医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童につき、児童発達支援及び治療を行います。

## 確保方策

肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活の基本的な生活訓練や社会に適応するための知識や技能の指導及び治療を行い、質的・量的な確保に努めます。

## (3)放課後等デイサービス

授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

## 確保方策

学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、質的・量的充実に努めます。

# ■障害児通所系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用量:人日/月 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用量	155	157	158
	利用者数	24	24	25
医療型児童発達支援	利用量	10	10	10
	利用者数	1	1	1
放課後等デイサービス	利用量	696	744	780
	利用者数	58	62	65

## 第2項 障害児訪問系サービス

## (1)居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

確保方策

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与等の支援を行うとともに、質的・量的な維持に努めま す。

## (2)保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

確保方策

保育所等を現在利用中の障がい児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うとともに、質的・量的な維持に努めます。

#### ■障害児訪問系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用量:人日/月 利用者数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用量	5	5	5
	利用者数	1	1	1
保育所等訪問支援	利用量	5	5	5
	利用者数	1	1	1

## 第4節 相談支援サービスの見込み量と確保方策

## 第1項 相談支援サービスの必要な量の見込み

## (1)計画相談支援

障害福祉サービスの利用を希望する障がい者から依頼を受け「サービス等利用計画」を 作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援(計画相談支援)を実施するほか、様々 な相談を受け支援します。

## 確保方策

障害者相談支援専門員が障がい者の心身の状況や日常生活の状況等を把握し、その障がい者にあった日中活動や暮らしの場、余暇活動等の障害福祉サービスの支援計画を策定し、障がい者のニーズにあったサービス提供となるよう支援を行うほか、関係機関と調整を図りながら障がい者が安心して生活できるよう見守り、その質的・量的充実に努めます。

## (2)障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行うほか、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い、見直し等の援助を行います。

## 確保方策

障害者相談支援専門員が障がい児の心身の状況や日常生活の状況等を把握し、その障がい児にあった障害児サービスの利用計画を策定し、障がい児の個々に合ったサービス提供ができるよう支援を行うほか、関係機関と調整を図りながら、障がい児とその家族が安心して生活できるよう見守り、その質的・量的充実に努めます。

### (3)地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が、退所及び退院後に地域生活に移行するための支援を行います。

## 確保方策

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、個別支援計画「地域移行支援計画」を作成し、住まい探しやサービス利用のための見学、体験利用等の調整、必要な手続き等を対象者と一緒に行うとともに、質的・量的な維持に努めます。

#### (4)地域定着支援

施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居から一人暮らしへの移行等で、地域生活に不安がある障がい者が地域に定着できるよう支援を行います。

## 確保方策

居宅において単身、又は同居している家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者等で、地域生活を継続して行くために緊急時等の支援が必要と認められる対象者に、個別支援計画「地域定着支援計画」を作成し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談、訪問、対応等を行うとともに、質的・量的な維持に努めます。

#### (5)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な 支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の 開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネ ーター(相談支援専門員等)を配置します。

# ■相談支援サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用者数、配置人数:人

項目		R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	利用者数	44	47	50
障害児相談支援	利用者数	17	18	20
地域移行支援	利用者数	1	1	1
地域定着支援	利用者数	1	1	1
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーター	配置人数	1	1	2

## 第5節 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

## (1)理解促進研修·啓発事業

障がい者やその家族、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

## 確保方策

地域社会における共生を実現するため、「社会的障壁」を除去し、障がい者等の理解を深めるため研修と啓発を通じ地域住民への働きかけを行います。

## (2)自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピア・サポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

#### 確保方策

障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより自立した日常生活及び社会生活を営み、地域での共生社会の実現を支援します。

## (3)相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

福祉に関する問題や障がい者からの相談に応じる市の総合相談窓口として、必要な情報の提供や支援等を行います。

#### ②基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な支援や成年後見制度利用 支援事業、身近な地域の相談支援事業者では対応できない困難ケースや個別事例への対 応等を実施します。

#### ③基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。

## 4)住宅入居者等支援事業

一般の賃貸住宅への入居を希望する障がい者等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### 確保方策

障がい者等の福祉に関する様々な問題を円滑に解決するため、相談支援サービス事業者を選定するとともに、指定相談支援事業者に委託することで、障害者相談支援事業が利用者のニーズに適切に対応できるよう支援します。

## (4)成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用において成年後見制度を利用することが効果的と認められる身 寄りのない障害者又は成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障がい者に対し、成年後 見制度の申立てに必要な経費の全て又は一部を補助します。

## 確保方策

障害福祉サービス提供事業所等との情報交換を行い、障害福祉サービスの利用にあたり成年後見制度を利用することが有用であるが、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な障がい者の把握に努め支援します。

## (5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができるよう法人を確保できる体制を構築するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

## 確保方策

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制整備を図り、障がい者の権利擁護のための支援をします。

## (6) 意思疎通支援事業

#### ①手話通訳者·要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。

## ②手話通訳者等設置事業

聴覚や音声・言語機能に障がい者とのコミュニケーションをとるため、市役所に手話通訳者の設置について検討します。

確保方策

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいがある方の意思疎通を図るため、ニーズに応じて手話通訳者派遣事業者に委託することで、手話通訳者等を確保・派遣し意思疎通が図れるよう支援します。

## (7)日常生活用具給付等事業

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

サービス名	内容
介護·訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報·意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅 改修を伴うもの

確保方策

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の申請に対し、必要性や経済性、家庭環境等を調査し、適正な用具の給付等に努めます。

## (8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手 話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

確保方策

手話奉仕員養成研修会を毎年開催し、市登録の手話通訳奉仕員の養成・確保に努めます。

#### (9)移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい(児)者について、外出のための介護を行います。

確保方策

移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、登録事業者に依頼し、事業の推進に努めます。

## (10)地域活動支援センター

在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、 創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提 供します。

確保方策

障がい者等の創作的活動の機会を提供し社会参加及び交流の促進を図るため、登録事業者に依頼し、事業の推進に努めます。

#### (11)その他の事業

#### ①日中一時支援事業

障がい者等の日中の活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等 を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図ります。

確保方策

障がい者等の日中における活動の場を確保するため、登録事業者 に委託し、介護者の負担の軽減を図ります。

# ■地域生活支援事業の各年度における種類ごとの量の見込み

項目		R3年度	R4年度	R5年度
(1)理解促進研修·啓発事 業	実施の 有無	無	無	無
(2)自発的活動支援事業	実施の 有無	無	無	無
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2
②基幹相談支援センター	実施の 有無	無	無	無
③基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の 有無	無	無	無
④住宅入居者等支援事業	実施の 有無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援 事業	人	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	無	無	無
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者·要約筆記 者派遣事業	人	1	1	1
②手話通訳者等設置事業	実施箇所	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業	441			
①介護訓練支援用具	件	1	1	1
②自立生活支援用具	件	2	1	1
③在宅療養等支援用具	件	1	1	1
④情報·意思疎通支援用 具	件	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	75	81	86
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

項目		R3年度	R4年度	R5年度
(8)手話奉仕員養成研修事 業 ※那珂川町と交互に実施	実施箇所	1	0	1
	人	3	2	3
(9)移動支援事業	利用者数	10	11	12
	延べ利用 時間	110	120	130
(10)地域活動支援センター	人/月	10	10	10
(11)その他の事業				
①日中一時支援事業	人/月	10	10	10

# 第6章 計画の推進体制

上位・関連計画となる「障がい者計画(第3期)」との整合性に留意しつつ、本計画を有効に、そして着実に推進していくため、体制の整備に努めていきます。

## 1 各主体の役割

## 1)行政の役割

障がいのある人もない人も安心して快適に暮らすことができるよう、多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実現のために、関連各課や関係機関との連携を強化するとともに、「障害者虐待防止センター」による支援、庁内での「障害者優先調達法」による物品・役務等の発注・調達の推進等に努めます。

また、国や県との連携を図りながら、サービス基盤の整備、バリアフリーの推進、市民・企業・関係機関の理解と支援、協働、人材の育成、実態・ニーズの把握に努めます。

## 2)市民・地域の役割

障がい者が身近な地域で生活することができるよう、お互いの人格や個性を尊重し支え合い、計画推進のための取り組みに積極的に参加することが期待されています。

そのためには、市民の障がいや障がい者についての正しい理解と関心を深めるとともに、 障がい者の自立と社会参加に支援と協力が必要です。

また、障がい者が地域の一員として参加しやすい環境づくりが求められていることから、 地域住民、民生委員・児童委員や自治会、各種組織やサークル等への協力を求め、共生で きる環境づくりを支援します。

#### 3)障がいのある市民の役割

障がいがあっても、生きがいをもち主体的な生活を送ることができるよう「心の壁」を取り除き障がいを克服し、自己選択・自己決定に基づき、各種制度や福祉サービスを有効的に利用することが必要です。また、障がい者自らが社会経済活動、地域活動へ積極的に参加することが期待されています。

#### 4)企業の役割

障がい者の安定した生活を継続していくためには、障がい者の雇用に向けての積極的な 取り組みを行うとともに、企業自らが地域社会の一員として、働きやすい環境の整備を図る ことが求められています。

## 5)関係機関の役割

障がい者団体等の障がい者福祉に関わる機関については、障がい者福祉の専門的な担い手等として、積極的な活動を行うとともに、地域住民の理解を深めるための働きかけを行っていくことが期待されています。

那須烏山市社会福祉協議会については、障がい者に対するサービスを提供するとともに、 関係機関、企業との福祉活動を調整・支援するなど、より一層その役割を果たすことが望ま れています。

## 6)NPO・ボランティア団体の役割

NPO・ボランティア団体は、障がい者のニーズの把握と福祉サービスの担い手として重要な役割をもっています。また、多様なサービスを提供するために、市民・市・企業等との地域のネットワーク化を図ることが大切です。

## 2 推進体制の整備

本計画に掲げた理念を具体化し、様々な施策を効率的に推進するために、関係機関等との連携を強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

### 1)進行管理

本計画を推進していくためには、「自立支援協議会」において、計画通りに行われているか、量は十分かなど、サービスの必要量と供給量、あるいはサービスの質等について、適宜、サービス事業者に対し調査を行うなど、現状把握に努めるとともに、進捗状況についての把握とその点検を行います。

#### 2)達成状況の点検及び評価

この計画(Plan)の推進にあたっては、その実効性を確保するため、各年度において、事業を実施(Do)後、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価(Check)し、その結果に基づいて必要な改善・対策(Action)を実施します。

## 【進行管理、達成状況の点検及び評価の PDCA サイクルのイメージ】

